

## 大宮グランドセントラルステーション推進会議設置要綱

### (設置)

第1条 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の策定等に関し、専門的知識を有する者、事業者、各種団体の代表者等から意見を聴取するため、大宮グランドセントラルステーション推進会議（以下、「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の推進に関する事。
- (2) その他必要な事項。

### (組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 関係行政機関に属する者
  - (3) 鉄道事業者に属する者
  - (4) 地元まちづくり団体に属する者
  - (5) 市職員
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者。
- 2 上記に掲げる者以外の者をオブザーバーとして出席させることができる。
- 3 委員の任期は、3年とする。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残留期間とする。
- 5 第1項第2号から第5号までに掲げる委員に事故等があるときは、当該団体内においてその者の職務を代理し、又は補佐する者は、推進会議に出席し当該団体の意見を表明できる。

### (会長)

第4条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議を総理し、推進会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

3 会議は、原則公開とする。

(部会)

第6条 推進会議の円滑な運営を図るため、推進会議に部会を設置することができる。

2 部会は、部会長及び部会員をもって構成し、必要に応じて会長が部会の設置及び部会員を指名することができる。

(庶務)

第7条 推進会議及び部会の庶務は、さいたま市都市局都心整備部東日本交流拠点整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月10日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月23日より施行する。